

平成29年8月28日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 過年分未払残業代の一括支給 —その場合の所得税、法人税、社会保険料の取扱—

賃金不払残業が社会的な問題となっています。労働基準監督署の調査・監督指導により、過年度分の未払残業代を一括支給するケースも見受けられます。

この場合、一括支給される残業代にかかる所得税（源泉所得税）、社会保険料、またこれを支払った会社の法人税はどのような取扱がされるのでしょうか？

### ◎未払残業代の一括支給にかかる源泉所得税

#### ①未払残業代を「精算金」等の一時金として支給した場合

賞与を支給した場合と同様に、当年に支給することが確定した給与に該当し、支給時に賞与と同様に所得税を源泉徴収することとなります。

したがって過年度の所得税、住民税について修正する必要はありません。

#### ②未払残業代を「実労働日時に基づく過年分の給与」として支給した場合

本来支給すべきであった支給日の属する年分の給与とみなされ、会社（源泉徴収義務者）は未払残業代を支給する時点で、過年分の年末調整計算（当時の税率・税法による）をやり直し、不足税額を源泉徴収し、これを未払残業代を支給した月の翌月10日までに納付しなければなりません。

また、年末調整のやり直しに伴い源泉徴収票の再作成、同内容の給与支払報告書の各自治体への再提出、住民税の追加納付が必要となります。

### ◎未払残業代を一括支給した会社の法人税の取扱

「精算金」等の一時金として支給した場合、「実労働日時に基づく過年分の給与」として支給した場合、に拘らず一括支給した年度分の費用として経費に算入されます。

残業代は過去の労働に起因しますが、支給の決定＝債務の確定が一括支給した年度であるためです。したがって過年度の法人税の更正の請求の対象にはなりません。

### ◎未払残業代の一括支給にかかる社会保険料

賞与を支給した場合と同様に、一括支給時に徴収します。

社会保険料の納付には2年の時効があり、3年以上前の期間に係る保険料は納付できない仕組みとなっています。

もし過年分の給与として支給して、保険料が納付不足となる期間があると受取年金額に影響がでてしまうため、賞与を支給した場合と同様に処理します。